

保医発0830第1号
平成28年8月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）が、それぞれ平成28年厚生労働省告示第323号及び平成28年厚生労働省告示第324号をもって改正され、いずれも平成28年8月31日から適用することとされたところですが、その概要是下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬5品目、注射薬7品目及び外用薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	9, 865	3, 912	2, 437	26	16, 240

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 新医薬品（医薬品医療機器法第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品をいう。）については、掲示事項等告示第10第2号(1)ハに規定する新医薬品に係る投

薬期間制限（14日分を限度とする。）が適用されるが、掲示事項等告示の改正によって、新たにエピデュオゲルが当該制限の例外とされた。

- (2) 掲示事項等告示の別表第1に収載されている医薬品については、平成28年10月1日以降、別表第2に収載されれている医薬品については、平成29年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品（以下「使用医薬品」という。）から除外することとしているが、医療上の必要性の観点等から、その使用期限を延長する医薬品（注射薬9品目）について、掲示事項等告示の別表第1及び第2から削除し、別表第2、第4又は第5に収載することにより、平成29年4月1日、同年10月1日又は平成30年4月1日以降、使用医薬品から除外することであること。

- (3) (2)により掲示事項等告示の別表第1に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	31	17	6	0	54

- (4) (2)により掲示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	63	41	24	0	128

- (5) (2)により掲示事項等告示の別表第4に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	5	0	0	5

- (6) (2)により掲示事項等告示の別表第5に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	2	0	0	2

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- プラルエント皮下注75mgシリンジ、同150mgシリンジ、同75mgペン及び同150mgペ
ン
- ① 本製剤の効能・効果は「家族性高コレステロール血症、高コレステロール血症。
ただし、心血管イベントの発現リスクが高く、HMG-C_oA還元酵素阻害剤で
効果不十分な場合に限る」であることから、心血管イベントの発現リスクが高く、

HMG-C_oA還元酵素阻害剤の最大耐用量を服用しているが、十分な治療効果が得られていない患者に限り使用すること。

また、本製剤の使用上の注意において、「本剤投与にあたっては、あらかじめ高コレステロール血症治療の基本である食事療法を行い、更に運動療法、禁煙、他の虚血性心疾患のリスクファクター（糖尿病、高血圧症等）の軽減等も十分考慮すること」とされているので、患者に対して必要な治療及び指導を十分に行った上で、本製剤の使用を考慮すること。

② 本製剤の使用に当たっては、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。

- ア 本製剤の使用が必要と判断するに当たって参照したLDL-コレステロールの検査値及び当該検査の実施年月日
- イ 食事療法を行っている旨、及び患者の状況に応じて、運動、喫煙等に関する指導又は糖尿病、高血圧症等の虚血性心疾患の危険因子に対する治療若しくは指導を行っている旨
- ウ 投与中のHMG-C_oA還元酵素阻害剤の成分名及び1日投与量。なお、1日投与量が最大用量でない場合は、最大耐用量である旨もあわせて記載すること。
- エ 家族性高コレステロール血症以外の患者では、心血管イベントの発現リスクが高いと判断した理由（冠動脈疾患、非心原性脳梗塞、末梢動脈疾患、糖尿病若しくは慢性腎臓病に罹患していること若しくはそのいずれかの既往歴を有すること、又は複数の危険因子が認められること）。

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1 内用薬	デュオドーン配合経腸用液	レボドパン／カルビドン水和物	100ml 1 カセット	15,004.30
2 内用薬	ピコブレッブ配合内用剤	ピコスルファートナトリウム水和物／酸化マグネシウム／無水クエン酸	1包	1,032.70
3 内用薬	ビムパット錠50mg	ラコサミド	50mg 1錠	215.60
4 内用薬	ビムパット錠100mg	ラコサミド	100mg 1錠	352.00
5 内用薬	ヘマンジオルシロップ小兒用0.375%	プロプラノロール塩酸塩	0.375% 1mL	260.70
6 注射薬	カイプロリス点滴静注用10mg	カルフルゾミブ	10mg 1瓶	23,982
7 注射薬	カイプロリス点滴静注用40mg	カルフルゾミブ	40mg 1瓶	86,255
8 注射薬	プラルエント皮下注75mgシリソジ	アリロクマブ（遺伝子組換え）	75mg 1mL 1筒	22,948
9 注射薬	プラルエント皮下注150mgシリソジ	アリロクマブ（遺伝子組換え）	150mg 1mL 1筒	44,481
10 注射薬	プラルエント皮下注75mgペン	アリロクマブ（遺伝子組換え）	75mg 1mL 1キット	22,948
11 注射薬	プラルエント皮下注150mgペン	アリロクマブ（遺伝子組換え）	150mg 1mL 1キット	44,481
12 注射薬	ルミセフ皮下注210mgシリソジ	プロダルマブ（遺伝子組換え）	210mg 1.5mL 1筒	73,158
13 外用薬	エピデュオゲル	アダペレン／過酸化ベンゾイル	1g	159.60

(参考2)

掲示事項等告示

別表第2 (平成29年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位
1 注射薬	日赤ボリグロビンN 5%静注0.5g／10mL	pH 4処理酸性人免疫グロブリン	500mg10mL 1瓶
2 注射薬	日赤ボリグロビンN10%静注10g／100mL	pH 4処理酸性人免疫グロブリン	10g 100mL 1瓶

(参考3)

掲示事項等告示

別表第4（平成29年9月30日まで）

Nº	薬価基準名	成分名	規格単位
1 注射薬	献血アルブミン5%静注5g／100mL「ベネシス」	人血清アルブミン	5%100mL 1瓶
2 注射薬	献血アルブミン5%静注12.5g／250mL「ベネシス」	人血清アルブミン	5%250mL 1瓶
3 注射薬	赤十字アルブミン20%静注10g／50mL	人血清アルブミン	20%50mL 1瓶
4 注射薬	日赤ボリグロビンN 5%静注2.5g／50mL	pH 4処理酸性人免疫グロブリン	2.5g 50mL 1瓶
5 注射薬	日赤ボリグロビンN 10%静注5g／50mL	pH 4処理酸性人免疫グロブリン	5g 50mL 1瓶

(参考4)

掲示事項等告示

別表第5 (平成30年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位
1 注射薬	赤十字アルブミン5%静注12.5g／250mL	人血清アルブミン	5%250mL 1瓶
2 注射薬	日赤ボリグロビンN 5%静注5g／100mL	pH 4処理酸性人免疫グロブリン	5 g 100mL 1瓶